

第 2 号

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,505,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,490,712	千円 15,000	千円 72,505,712
	2 国庫支出金	22,894,745	15,000	22,909,745
歳 入	合 計	72,490,712	15,000	72,505,712

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,490,712	千円 15,000	千円 72,505,712
	1 国民健康保険事業費	72,489,312	15,000	72,504,312
歳 出	合 計	72,490,712	15,000	72,505,712

第 3 号

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,254,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,640,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 117,386,034	千円 10,254,759	千円 127,640,793
	3 繰入金	59,195,400	5,101,000	64,296,400
	4 諸収入	58,187,107	5,137,523	63,324,630
	5 繰越金		16,236	16,236
歳入	合計	117,386,034	10,254,759	127,640,793

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 117,386,034	千円 10,254,759	千円 127,640,793
	1 中小企業・雇用対策事業費	117,386,034	10,254,759	127,640,793
歳 出	合 計	117,386,034	10,254,759	127,640,793

第 4 号

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,924,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月19日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,919,334	千円 5,000	千円 3,924,334
	1 使用料及び手数料	810,120	5,000	815,120
歳 入	合 計	3,919,334	5,000	3,924,334

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,919,334	千円 5,000	千円 3,924,334
	1 港湾等整備事業費	2,747,988	5,000	2,752,988
歳 出	合 計	3,919,334	5,000	3,924,334